

令和4年1月19日

営業時間の短縮要請について（特措法に基づく協力要請）

本県の感染状況については、1月5日に県内初となるオミクロン株の市中感染が確認されるとともに、冬休みや年末年始の帰省、旅行等による人流の増加に伴い、1月18日には感染者が237名となるなど、感染が急激に拡大しています。

1月8日には、奄美大島に対し、県独自の緊急事態宣言を発令し、飲食店に対する営業時間の短縮や酒類の提供停止などを要請したところですが、県本土においても、1月14日以降、奄美大島の感染者を上回り、更に増加傾向にある状況です。

県内全域へのこれ以上の感染拡大を防ぎ、医療提供体制の負荷を軽減する観点から、感染リスクが高いと指摘されている飲食の場面等における効果的な対策として、特に感染者数が多くなっている鹿児島市、鹿屋市及び霧島市の飲食店を対象に1月21日から2月3日までの間、下記のとおり営業時間短縮の要請を行います。

併せて、要請に応じていただいた飲食店のうち、要件を満たしている飲食店については、売上高等に応じて、協力金を支給します。

鹿児島県知事 塩田康一

記

1 営業時間短縮の要請期間

令和4年1月21日(金)0時～2月3日(木)24時 14日間

※ 期間中は、店頭にて時短を実施することを張り紙・ポスターで掲示すること（別添資料参照）。

2 対象となる区域

鹿児島市、鹿屋市、霧島市

3 要請内容

飲食店について、次のとおり20時以降（第三者認証店は21時以降）も営業する施設の管理者に対し、要請期間の全ての期間について、20時から翌日5時まで（第三者認証店は21時から翌日5時まで）の間の営業を行わないこと、また、酒類の提供を行わないことを要請する（第三者認証店における酒類の提供は、営業時間内とする）。

【第三者認証店以外の店舗】

- ・営業時間は、5時～20時までの間
- ・酒類の提供は行わないこと。

【第三者認証店】

- ・営業時間は、5時～21時までの間
- ・営業時間内での酒類の提供時間に制限を設けない。

ただし、第三者認証店は通常営業を行うこともできますが、その場合、協力金は支給されません。

なお、ワクチン・検査パッケージ適用による人数の制限緩和は行いません。

(※) 第三者認証店とは、「鹿児島県飲食店第三者認証制度」の認証店をいう。

4 営業時間短縮の要請及び協力金の対象となる施設

| 対象施設の要件 | |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 時短要請 | 時短要請の時点（令和4年1月19日）で、 <ul style="list-style-type: none">・対象区域において営業継続中（営業実態あり）であり、・<u>食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定により飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた者が営業に使用する施設（第三者認証店を含む）。</u> |
| 協力金 | 上記を満たすとともに、業種毎の感染拡大予防ガイドライン（業種別ガイドライン）等を遵守している施設。 |

【対象外】

- (1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）上、適法な、飲食店営業又は喫茶店営業の許可を取得していない事業者
- (2) 「接待を伴う飲食店」であって、風俗営業法上の許可は受けているが、食品衛生法上の飲食店営業又は喫茶店営業の許可は取得していない事業者
- (3) グループでの会話が想定されず飛沫感染のリスクの少ない「映画館、ネットカフェ、漫画喫茶、弁当屋、デリバリー、テイクアウト、キッチンカー、自動販売機等」の事業者
- (4) 通常の営業終了時間が、もともと20時以前（および営業開始が朝5時以降）の事業者

第三者認証店については、通常の営業終了時間が、もとから21時以前(および営業開始が朝5時以降)の事業者

- (5) 既に廃業した事業者および以前から休業中の事業者
- (6) デリバリーヘルス・その他性風俗店の運営事業者
- (7) その他、店舗の運営等に関する関係法令に違反している事業者

5 協力いただいた事業者への協力金

県の要請に応じて、協力いただいた事業者に対して、「新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金」を支給します。

(1) 協力金の対象

県の要請に応じ、令和4年1月21日(金)から令和4年2月3日(木)まで(計14日間)の全ての期間、営業時間短縮等に協力いただいた事業者(企業規模、個人・法人の形態を問わない)。

対象区域内で複数の店舗を運営する事業者は、対象区域内の対象店舗の全てについて時間短縮営業をすることが必要となります。

(2) 協力金の金額

今回の協力金は、店舗の事業規模に応じて、額が決まります。

【中小企業】

売上高に応じて1店舗当たり「35万円から105万円」

※1日当たりの協力金額(2.5~7.5万円)×要請期間(14日間)

【大企業】(中小企業においても、この方式を選択可)

1店舗当たり「上限280万円」

※1日当たりの協力金額(①売上高減少額/日×0.4)×要請期間(14日間)

※ただし、①の上限は「20万円/日」又は、「前年度または前々年度の1日当たりの売上高×0.3」のいずれか低い方

(3) 申請受付

①申請開始 (後日お知らせいたします。)

②申請窓口 (後日お知らせいたします。)

③申請方法 「申請窓口」まで申請書類を簡易書留、レターパックで郵送(※事業者毎に申請)

④申請書類

ア 協力金申請書[指定様式]

- イ 振込先口座通帳の写し
- ウ 本人確認書類（免許証の写し等）
- エ 営業実態が確認できる書類（確定申告書等の写し）
- オ 【店舗毎】申請する店舗の写真
- カ 【店舗毎】営業に必要な許可を有していることがわかる書類（食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく、飲食店営業又は喫茶店営業の許可証の写し）
- キ 【店舗毎】営業時間短縮期間及び短縮した営業時間が確認できる書類（告知するポスター・チラシ、写真等）
- ク 誓約書 [指定様式]
- ケ 売上高が確認できる書類 など

6 お問い合わせ先

コロナ相談かごしま

・電話番号 099-833-3221